

ロシア連邦

連邦法

ロシア連邦の幾つかの法令の改正について

国家院により採択

2024年7月30日

連邦院により承認

2024年8月2日

**第1条**

2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的手法により取得された収入の合法化（洗浄）、およびテロリズムへの資金提供への抵抗について」（ロシア連邦法令集、2001年、第33号、掲載番号3418；2002年、第44号、掲載番号4296；2011年、第27号、掲載番号3873；2013年、第26号、掲載番号3207；2018年、第18号、掲載番号2560、2582；2019年、第12号、掲載番号1222；2021年、第18号、掲載番号3064；第24号、掲載番号4183；第52号、掲載番号8982；2022年、第27号、掲載番号4620）第8条に以下の内容の項を追加する：

「管轄機関は、自らの活動の遂行を目的として、自らが定める方法に則り、当該のアドレス識別子によって計上されるデジタル通貨取引が、犯罪的手法により取得された収入の合法化（洗浄）、またはテロリズムへの資金提供、またはその他の刑事処罰の対象となる行為の遂行を目的として使用される恐れがあると想定するに足る根拠が存在するアドレス識別子のリストを作成する。」；

**第2条**

2003年3月26日付連邦法第35-FZ号「電力産業について」（ロシア連邦法令集、2003年、第13号、掲載番号1177；2007年、第45号、掲載番号5427；2010年、第31号、掲載番号4156、4160；2011年、第30号、掲載番号4596；2013年、第45号、掲載番号5797；第48号、掲載番号6165；2015年、第45号、掲載番号6208；2016年、第26号、掲載番号3865；2018年、第31号、掲載番号4860；第53号、掲載番号8448；2019年、第31号、掲載番号4421；第52号、掲載番号7789；2020年、第17号、掲載番号2719；第50号、掲載番号8047；2022年、第24号、掲載番号3934；2024年、第8号、掲載番号1046；第29号、掲載番号4114）に以下の改正を加える：

1) 第26条：

a) 第1項：

第8段落の文言「ならびに送電網事業者およびその他の者に帰属する電力網設備」を、文言「送電網事業者およびその他の者に帰属する電力網施設設備、ならびにデジタル通貨のマイニングの遂行を目的として使用される受電装置、ただしこれには、ロシア連邦政府によってデジタル通貨のマイニングの遂行（マイニングプール

への参加を含む)を禁止する決定が下されている個々のロシア連邦構成主体またはその個々の地域への設置が計画されている、デジタル通貨のマイニングの遂行を目的として使用される受電装置の技術的接続の制限に関するもの、ならびにデジタル通貨マイニング遂行者リストまたはマイニングインフラ運営者リストに記載されないままデジタル通貨のマイニングおよび(または)マイニングインフラ運営者の活動を遂行する電力消費者に関するものを含む」；

以下の内容の段落を追加する：

「ロシア連邦政府によって採択された、個々のロシア連邦構成主体またはその個々の地域におけるデジタル通貨のマイニングの遂行(マイニングプールへの参加を含む)を禁止する決定を電力消費者が履行しない場合、および(または)デジタル通貨マイニング遂行者リストまたはマイニングインフラ運営者リストに記載されないままデジタル通貨のマイニングおよび(または)マイニングインフラ運営者の活動を電力消費者が遂行した場合、ロシア連邦政府が定める場合および方法に則り、裁判所決定に基づいて、当該の消費者に帰属する受電装置に対し、当該の受電装置の最大接続容量を、これが電力網から完全に切断されるまで削減する方向で技術的接続パラメーターの変更を実施する。前記の場合、当該の受電装置の技術的接続料は返還対象とはならない。」

b) 第2項第9段落に文言「ならびに本条第1項第28段落に記載のある場合において」を追加する；

2) 第28条第5項に以下の内容の段落を追加する：

「個々のロシア連邦構成主体またはその個々の地域におけるデジタル通貨のマイニングの遂行(マイニングプールへの参加を含む)を禁止する決定をロシア連邦政府が採択した場合は当該の地域に設置された受電装置への、および(または)デジタル通貨マイニング遂行者リストまたはマイニングインフラ運営者リストに記載されないままデジタル通貨のマイニングおよび(または)マイニングインフラ運営者の活動を電力消費者が遂行した場合は電力を使用してデジタル通貨マイニングを遂行する消費者に帰属するすでに接続済みの受電装置への、電力供給条件を変更することが認められる。」；

3) 第38条第8項に以下の内容の段落を追加する：

「ロシア連邦政府は、デジタル通貨のマイニングの遂行を目的として使用される受電装置による電力消費体制の全面的および(または)部分的な制限に係る特徴を制定するものとし、これには、個々のロシア連邦構成主体またはその個々の地域におけるデジタル通貨のマイニングの遂行(マイニングプールへの参加を含む)を禁止する決定をロシア連邦政府が採択した場合、および(または)デジタル通貨マイニング遂行者リストまたはマイニングインフラ運営者リストに記載されないままデジタル通貨のマイニングおよび(または)マイニングインフラ運営者の活動を電力消費者が遂行した場合における当該の受電装置による電力消費体制の無期限かつ全面的な制限に関するものを含むものとする。ロシア連邦政府は、当該の受電装置の技術的接続、これらの最大容量、ならびにこれらによる予想電力消費量および容量に関する情報の算定に係る特徴を定める場合がある。」。

### 第3条

2003年3月26日付連邦法第36-FZ号「電力産業の機能の特徴、およびロシア連邦の幾つかの法令の改正、ならびに連邦法『電力産業について』の採択に伴うロシア連邦の幾つかの失効承認について」（ロシア連邦法令集、2003年、第13号、掲載番号1178；2007年、第45号、掲載番号5427；2010年、第31号、掲載番号4516；2011年、第50号、掲載番号7343；2015年、第1号、掲載番号19；2024年、第8号、掲載番号1046；第29号、掲載番号4114）第6条に以下の内容の項を追加する：

「法人、個人事業主は、デジタル通貨のマイニングの遂行を、電力送電業務、電力産業における中央制御業務、電力の生産業務または売買業務と兼務することを禁止される。」

### 第4条

2006年3月13日付連邦法第38-FZ号「広告について」（ロシア連邦法令集、2006年、第12号、掲載番号1232；2010年、第21号、掲載番号2525；2013年、第43号、掲載番号5444；第48号、掲載番号6165；2018年、第31号、掲載番号4851；第45号、掲載番号6838；2019年、第18号、掲載番号2213；2020年、第31号、掲載番号5062；2021年、第27号、掲載番号5175；2024年、第12号、掲載番号1566）第7条に以下の内容の第13項および第14項を追加する：

「13) デジタル通貨、ならびにデジタル通貨の流通の組織化および（または）流通を目的とした商品（役務、サービス）；

14) 2020年7月31日付連邦法第259-FZ号「デジタル金融資産、デジタル通貨について、ならびにロシア連邦の幾つかの法令の改正について」第3条第1項の1に記載のあるデジタル金融資産。」。

### 第5条

2020年7月31日付連邦法第259-FZ号「デジタル金融資産、デジタル通貨について、ならびにロシア連邦の幾つかの法令の改正について」（ロシア連邦法令集、2020年、第31号、掲載番号5018；2022年、第27号、掲載番号4620；第29号、掲載番号5298；2024年、第12号、掲載番号1569）に以下の改正を加える：

1) 第1条：

a) 第1項に文言「そのマイニングを含む」を追加する：

b) 以下の内容の第3項の1～第3項の6を追加する：

「3<sup>1</sup>. デジタル通貨のマイニングとは、分散型台帳技術をはじめとする技術を使用した情報システム上に記録を作成するための技術機器およびハード・ソフトウェアを操作する方法による数学的計算という、当該の活動を遂行する者によるデジタル通貨の発行および（または）情報システム上の記録の確認に対する報酬の獲得を目的とした計算の実施に係る活動のことをいう。

3<sup>2</sup>. マイニングプールとは、異なる所有者（以下、「マイニングプール参加者」）に帰属し、かつデジタル通貨のマイニングを目的として使用される複数の技術機器およびハード・ソフトウェアのリソースの結集のこと

をいい、結集の結果、発行（獲得）されたデジタル通貨のマイニングプール参加者間における分配が実施される。

3<sup>3</sup>. マイニングプールの活動を組織する者とは、マイニングプール参加者に対し、デジタル通貨のマイニングを目的として使用される複数の技術機器およびハード・ソフトウェアのリソースの結集に係るサービスを提供する者のことをいい、結集の結果、発行（獲得）されたデジタル通貨のマイニングプール参加者間における分配が当該の者によって実施される。

3<sup>4</sup>. マイニングインフラとは、公益インフラ（電力供給）をはじめ、本条第3項の1および第3項の2に記載のある活動の遂行を目的として使用される技術機器およびハード・ソフトウェアの設置に使用される施設、および（または）前記の技術機器およびハード・ソフトウェアのことをいう。

3<sup>5</sup>. マイニングインフラ運営者とは、本条第1項第3項の1および第3項の2に記載のある活動の遂行を目的としたマイニングインフラの提供に係るサービスを提供する者のことをいう。

3<sup>6</sup>. アドレス識別子とは、デジタル通貨の出入金取引を情報システム上で計上することを目的とした一意のシンボルシーケンスのことをいう。」；

c) 第5項を以下の文言とする：

「5. 外国のデジタル金融資産名目所有者は、自らに入金された他の者に帰属するデジタル金融資産の計上と権利の移転を、自らの属人法に従い遂行する。外国のデジタル金融資産名目所有者が権利の計上を行うデジタル金融資産に係る権利を行使するデジタル金融資産保有者である者の特定は、外国のデジタル金融資産名目所有者の属人法に従いこれを遂行する。」；

d) 以下の内容の第8項の1を追加する：

「8<sup>1</sup>. 本連邦法において、外国のデジタル権とは、ロシアの法に従って組織されたものではない情報システム上で発行、計上、流通が遂行される債務関連の権利およびその他の権利のことをいうが、ただし、有価証券に係る債務を負う者の属人法に従い有価証券に分類される外国の有価証券はこの限りではない。」；

2) 第2条に以下の内容の第4項の1～第4項の5を追加する：

「4<sup>1</sup>. デジタル金融資産は、当該のデジタル金融資産の計上および（または）処分の遂行が利益となる他の者に帰属するデジタル金融資産に係る権利の計上の遂行を目的として、ロシア銀行が定める要件に適合する外国のデジタル金融資産名目所有者に入金することが可能である。

4<sup>2</sup>. 本条第4項の1に記載のあるデジタル金融資産は、しかるべきデジタル金融資産の発行が行われる情報システムの規則に定めのある方法により、記録の形で個別に計上しなければならない。

4<sup>3</sup>. 外国のデジタル資産名目所有者は、デジタル資産により証明された権利を行使すること、および自らの顧客と締結した契約に従い、当該の顧客の利益のために、委任状なしにデジタル金融資産を処分することに関連する行為を遂行する権利を有する。

#### 4. 外国のデジタル

金融資産名目所有者は、ロシア銀行の規范文書に定めのある方法、期限、構成、フォーマットをもって当該の運営者がロシア連邦の法令要件を履行することを目的として、当該のデジタル金融資産の発行が行われる情報システムにおいて当該のデジタル金融資産の計上を行う運営者に対し、自らの顧客に関する情報を提供する義務を負う。

4<sup>5</sup>. 本条第4項の1に従い外国のデジタル金融資産名目所有者に入金されたデジタル金融資産に対しては、その者の債務を差し押さえることはできない。」

##### 3) 第3条：

###### a) 以下の内容の第1項の1を追加する：

「1<sup>1</sup>. デジタル金融資産の発行に係る決定には、当該の決定に記載されており、および（または）当該の決定に定めのあるしかるべき基準に適合している個人事業主および（または）法人のみによりその取得が可能であるという記載を盛り込むことができる。」；

###### b) 第5項を以下の文言とする：

「5. 本連邦法に別段の定めがない限り、デジタル金融資産の発行に係る決定は電子形式で作成し、これにデジタル金融資産を発行する個人事業主、法人の単独執行機関、またはこれらの者により全権を付与された者の暗号化電子署名による署名を付さなければならない。」；

###### c) 第5項の1の文言「保障」の後に、文言「またはこれらの者により全権を付与された者」を追加する；

d) 第6項の文言「デジタル金融資産を発行する」の後に、文言「（存在する場合）」を追加し、また、「、本連邦法に別段の定めがない限り」を追加する；

###### e) 以下の内容の第6項の1～第6項の4を追加する：

「6<sup>1</sup>. デジタル金融資産の発行に係る決定は、情報通信ネットワーク『インターネット』上におけるデジタル金融資産を発行する者のサイト、およびデジタル金融資産の発行が行われる情報システムの運営者のサイトに掲載しなくともよいものとするが、ただしこれは、当該の決定が個人事業主または法人である者の特定のグループを対象としたものであり、および（または）前記の決定を根拠として発行されるデジタル金融資産が認定投資家である者によってのみ取得可能なデジタル金融資産の特徴に合致する場合に、当該のデジタル金融資産の保有者に対してデジタル金融資産を発行した者が負う義務が完全に履行されるまでの間、デジタル金融資産の発行が行われる情報システムの運営者が、ロシア銀行、および当該のデジタル金融資産を取得できる者、ならびに当該のデジタル金融資産の保有者に対し前記の決定へのアクセスを保障することを条件とする。

6<sup>2</sup>. デジタル金融資産を発行する者が外国国家の法律を属人法とする法人である場合で、発行されるデジタル金融資産が、当該の決定に記載されており、および（または）当該の決定に定めのあるしかるべき基準に適合している個人事業主および（または）法人によってのみ取得可能であることがデジタル金融資産の発行に係る

決定に盛り込まれている場合、デジタル金融資産の発行に係る決定は紙媒体で作成することが可能である。

6<sup>3</sup>. 本条第6項の2に記載のあるデジタル金融資産の発行に係る決定には、デジタル金融資産を発行する者の単独執行機関の職位に就いている（機能を遂行する）者、またはこの者により全権を付与された者による署名を、署名年月日を明記したうえで付さなければならない。

6<sup>4</sup>. 本条第6項の2に記載のあるデジタル金融資産の発行に係る決定は、デジタル金融資産の発行が行われる情報システムの運営者が、その詳細情報を保持した上でスキニングをもって電子形式に変換するものとし、さらに、デジタル金融資産の発行が行われる情報システムの運営者の暗号化電子署名またはその代表者の暗号化電子署名による証明をこれに付さなければならない。」；

4) 第4条：

a) 第1項を以下の文言とする：

「1. 本連邦法に別段の定めがない限り、デジタル金融資産は、その発行が行われる情報システムにおいて、前記の情報システムの規則に定めのある方法による記録の形をもって計上するものとする。」；

b) 以下の内容の第1項の1および第1項の2を追加する：

「1<sup>1</sup>. ロシア銀行は本連邦法第5条第3項の1に従いロシア連邦での流通を許可された外国のデジタル権の計上および（または）流通の特徴を定める権利を有しており、これにはこれを取得する権利を有する者に対する要件を定める権利も含まれる。

1<sup>2</sup>. ロシア銀行の規正文書に別段の定めがない限り、ロシア連邦の自然人—市民は本条第1項の1に記載のあるデジタル権を取得することはできない。」；

c) 第2項の文言「デジタル金融資産の保有者」の後に、文言「デジタル金融資産名目所有者、外国のデジタル金融資産名目所有者」を追加する；

d) 以下の内容の第3項の1を追加する：

「3<sup>1</sup>. デジタル金融資産を発行する者は、デジタル金融資産の発行に係る決定に記載されておらず、および（または）当該の決定に定めのあるしかるべき基準に適合していない者がデジタル金融資産を取得した場合も含め、デジタル金融資産により証明された義務の履行を拒否する権利を有さない。」；

e) 第5項の文言「本連邦法」を、文言「連邦法」に置き換える；

f) 第7項第1段落の文言「本連邦法」を、文言「連邦法」に置き換える；

g) 第9項の文言「認定投資家である者のみ」を文言「ロシア連邦の自然人—市民、および認定投資家であるロシアの法人のみ」に、文言「認定投資家ではない者」を文言「ロシア連邦の自然人—市民、および認定投資家ではないロシアの法人」に置き換える；

5) 第5条：

a) 第3項に以下の内容の第11項を追加する：

「11) ロシアの法律に従わずに組織された情報システムにおけるデジタル金融資産の計上および流通の可能性、およびデジタル金融資産が発行された情報システムにおける当該のデジタル金融資産の取引の遂行の特徴に関する記載（デジタル金融資産の発行が行われる情報システムの運営者がしかるべき決定を採択した場合）；」；

b) 以下の内容の第3項の1～第3項の4を追加する：

「3<sup>1</sup>. 外国のデジタル権は、ロシア連邦において本連邦法に従いデジタル金融資産とその他のデジタル権を同時に含むデジタル権をはじめとするデジタル金融資産として流通させることが許可されているが、ただしこれは、デジタル金融資産とその他のデジタル権を同時に含むデジタル権をはじめとするデジタル金融資産の発行に係る決定の存在に関する要件ならびに本連邦法に定めのあるこれらの発行、計上および流通に対する要件を除き、外国のデジタル権が本連邦法第1条第2項または第6項の要件に適合している場合に、外国のデジタル権がデジタル金融資産の発行が行われる情報システムの運営者として認定されることを条件とするものである。

3<sup>2</sup>. デジタル金融資産の発行が行われる情報システムの運営者は、本条第3項の1に定めのある活動を、当該の運営者の内部文書に従い遂行する。

3<sup>3</sup>. 金融市場の安定の確保を目的として、または投資家の権利および法的利益に対する脅威が存在する場合、ロシア銀行は本条第3項の1に定めのある特定のデジタル権のデジタル権としての認定の禁止を定める権利を有する。

3<sup>4</sup>. ロシア銀行は、デジタル権として認定される可能性がある外国のデジタル権に対する追加要件を制定する権利を有する。」

c) 第16項の文言「であり」の後に、文言「ロシア連邦において本条第3項の1に従い流通が許可されたデジタル権との」を追加する；

6) 第6条：

a) 第1項に以下の内容の第6号を追加する：

「6) 発行に係る決定に記載されており、および（または）当該の決定に定めのあるしかるべき基準に適合している個人事業主および（または）法人のみが当該のデジタル金融資産を取得できる旨が発行に係る決定に記載されているデジタル金融資産の、他の者による取得の不可能性。ただし、普遍的な権利継承手順に則った場合、およびロシア銀行が定めるその他の場合における当該のデジタル金融資産の取得はこの限りではない。」；

b) 第3項第1段落に、文言「、デジタル金融資産の発行に係る決定」を追加する；

c) 第7項に以下の内容の第4文を新たに追加する：

「本項に定めのある結果は、外国の自然人および法人がデジタル金融資産を取得する場合には適用しない。」；

7) 第8条第2項第3号の文言「デジタル金融資産名目所有者」の後に、文言「、外国のデジタル金融資産名目所有者」を追加する；

8) 第10条：

a) 第1項の文言「外国の法律に従って組織された情報システムにおいて発行されたデジタル金融資産の取引を含む」を削除し、以下の内容の一文を追加する：

「本項の要件は、対外貿易契約（協定）上の約因としてのデジタル金融資産の使用に関連する取引には適用しない。」；

b) 第16項に以下の内容の一文を追加する：

「本項に定めのある結果は、外国の自然人および法人がデジタル金融資産を取得する場合には適用しない。」；

9) 第10条の1第1項の文言「決済」の後に、文言「、金銭的請求、有価証券発行権の行使の可能性、発行済みの有価証券の譲渡を請求する権利を含むデジタル金融資産の発行、および当該のデジタル金融資産に係る定期的支払い、当該のデジタル金融資産の償還に関連する、ならびに」を追加する；

10) 第14条：

a) 第5項に文言「、ただし、デジタル通貨のマイニングを遂行する者（マイニングプールの参加者を含む）、およびマイニングプールの活動を組織する者によるデジタル通貨の発行および（または）情報システム上の記録の確認に対する報酬の獲得（マイニングプール参加者間におけるデジタル通貨の分配の結果によるものを含む）の結果によるデジタル通貨の取得はこの限りではない」を追加する；

b) 以下の内容の第8項～第12項を追加する：

「8. ロシア連邦では、デジタル通貨、ならびにデジタル通貨の流通の組織化および（または）流通を目的とした商品（役務、サービス）を非組織的な集団に提供することを禁止する。

9. ロシア連邦政府は、マイニングプール、ならびにその活動を組織する者に対する要件を制定する権利を有する。

10. アドレス識別子は、犯罪的手法により取得された収入の合法化（洗浄）またはテロリズムへの資金提供および大量破壊兵器拡散への資金提供への抵抗に係る機能を遂行する連邦執行権力機関、安全保障分野における連邦執行権力機関、税および賦課金に関する法令の順守に対する監督および監査に係る機能を遂行する連邦執行権力機関、連邦資産の管理に係る機能を遂行する連邦執行権力機関に対し、これらの機関の照会に基づき、これらの機関に委ねられている課題の履行を目的として、連邦法に定めのある場合に、ロシア連邦政府が定める方法に則ってこれを提供する。

11. ロシア銀行との調整のもとにロシア連邦政府が定めた管轄機関は、ロシア連邦の金融の安定化を目的として、デジタル通貨の取引の遂行の禁止および（または）制限を制定する権利を有する。

12. ロシア連邦政府は自らが定めた場合および方法に則り、個々のロシア連邦構成主体またはその個々の地域におけるデジタル通貨のマイニングの遂行（マイニングプールへの参加を含む）の禁止を制定する権利を有する。」；

11) 以下の内容の第14条の2および第14条の3を追加する：

「第14条の2 **デジタル通貨マイニング遂行者リストまたはマイニングインフラ運営者リストの備え付け**

1. 2001年8月8日付連邦法第129-FZ号「法人および個人事業主の国家登記について」に従い個人事業主として登記した自然人、および法人であって、ロシアの法律を属人法とする者は、デジタル通貨マイニング遂行者リストに記載された時点よりデジタル通貨のマイニングを遂行（マイニングプールへの参加を含む）する権利を有する。

2. 個人事業主ではないロシア連邦の自然人—市民は、デジタル通貨マイニング遂行者リストに記載されないままデジタル通貨のマイニングを遂行（マイニングプールへの参加を含む）する権利を有するが、ただし、当該活動の遂行時に消費する電力は、ロシア連邦政府が定める電力消費上限量を超えないものとする。

3. 経済分野での犯罪、国家権力に対する犯罪、または中等度、重度、特に重度の故意による犯罪について取り消されていないか、もしくは抹消されていない前科を有する個人事業主である自然人であって、2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的手法により取得された収入の合法化（洗浄）、およびテロリズムへの資金提供への抵抗について」第6条に定めのある、過激派活動またはテロリズムへの関与に関する情報が存在する組織および自然人のリスト、または国連憲章第7章、国連安全保障理事会、もしくは国連安全保障理事会の決定により特別に設置された機関によって定められた権限の行使の一環として作成された、テロ組織およびテロリストまたは大量破壊兵器の拡散に関連する組織および自然人のリストに加えられている者、またはテロリズムへの資金提供への抵抗に係る機能を遂行する官庁間調整機関により金銭またはその他の資産の凍結（ブロック）に関する決定が採択された者、ならびに法人であって、法人自体またはその創設者（参加者）、受益所有者、単独執行機関が、本項の記載のある事業上の風評に適合していない場合、これらの者はデジタル通貨のマイニングを遂行（マイニングプールへの参加を含む）することはできない。

4. ロシア連邦政府はロシア銀行との調整のもとに、デジタル通貨のマイニングを遂行する者（マイニングプールの参加者を含む）の活動に対するその他の要件を制定する権利を有する。

5. ロシア連邦の法律を属人法とする法人、および2001年8月8日付連邦法第129-FZ号「法人および個人事業主の国家登記について」に従い個人事業主として登記した自然人は、マイニングインフラ運営者リストに記載された時点よりマイニングインフラ運営者の活動を遂行する権利を有する。

6. ロシア連邦政府は、マイニングインフラ運営者の活動、ならびに当該の者が提供するサービスの特徴および規模に対する要件を制定する。

7. デジタル通貨マイニング遂行者リストまたはマイニングインフラ運営者リストの備え付けは、当該のリストへの情報の記入、情報の変更、当該リストからの情報の削除、当該リストへの情報の記入拒否に関する決定

の採択を含め、情報技術領域における国家政策の策定および実現と法的規制に係る機能を遂行する連邦執行権力機関が、ロシア連邦政府により定められた方法および根拠に基づきこれを遂行する。

8. 情報技術領域における国家政策の策定および実現と法的規制に係る機能を遂行する連邦執行権力機関は、デジタル通貨のマイニングを遂行する者（マイニングプールの参加者を含む）による2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的手法により取得された収入の合法化（洗浄）、およびテロリズムへの資金提供への抵抗について」第7条の1第1項に定めのある要件への違反が1年以内に1度ならずあった場合、および（または）前記の連邦法に従い公布された法規文書の要件への違反が1年以内に1度ならずあった場合、デジタル通貨のマイニングを遂行する者（マイニングプールの参加者を含む）をデジタル通貨マイニング遂行者リストから除外する決定を採択する。

9. ロシア連邦政府はロシア銀行との調整のもとに、デジタル通貨のマイニングを遂行する者（マイニングプールの参加者を含む）をデジタル通貨マイニング遂行者リストから除外するその他のケースを決定する。

10. デジタル通貨のマイニングを遂行する者（マイニングプールの参加者を含む）は、デジタル通貨のマイニングの結果デジタル通貨を発行（取得）した場合におけるデジタル通貨取得情報、ならびにマイニングプールのアドレス識別子を含むアドレス識別子情報を、ロシア連邦政府が定める手順、規模および期日に則り、ロシア連邦政府が定める管轄機関に提出する義務を負う。

11. ロシア連邦政府が定める管轄機関は、本条第10項に定めのある情報を、犯罪的手法により取得された収入の合法化（洗浄）またはテロリズムへの資金提供および大量破壊兵器拡散への資金提供への抵抗に係る機能を遂行する連邦執行権力機関とロシア銀行に対し、これらの者との間で締結した協定に定めのある手順、規模および期日に則り提出する。

12. 本連邦法第14条第9項および本条第1項、第3項、第4項および第6項に記載のある要件の順守に対する監督（監査）は、通信、情報技術、マスメディア領域における監督および監査に係る機能を遂行する連邦執行権力機関がこれを遂行する。

13. 本条第10項に記載のある要件の順守に対する監督（監査）は、ロシア連邦政府が定める管轄機関がこれを遂行する。

#### 第14条の3 マイニングプールの活動を組織する者

1. マイニングプールの活動を組織する者となることができるのは、ロシアの法律を属人法とする法人、および2001年8月8日付連邦法第129-FZ号「法人および個人事業主の国家登記について」に従い個人事業主として登記した自然人、ならびに個人事業主ではないロシア連邦の自然人－市民である。

2. マイニングプールの活動を組織する者は、デジタル通貨のマイニングを同時に遂行することができる。

3. マイニングプールの活動を組織する者は、本連邦法第14条の2第3項に従いデジタル通貨のマイニングを遂行する者に対して課される要件に適合していなければならない。

4. 本条第3項に従いマイニングプールの活動を組織する者に対して課される要件の順守に対する監督（監査）は、ロシア連邦政府が定める管轄機関がこれを遂行する。

## 第6条

1. 本連邦法はその公布日より10日が経過した後に発効するものであるが、ただし、本連邦法第2条および第3条、第5条第11項はこの限りではない。

2. 本連邦法第2条および第3条、第5条第11項は、2024年11月1日より発効する。

ロシア連邦

大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年8月8日

第221-FZ号

【丸印】

ロシア連邦大統領\*5\*

事務局